様式第16号(第15条関係)

開発許可を受けた者の住所及び氏名		米子市両三柳19番地1 長住美由紀		地位の承継	承継人の住所及び氏名		
開発許可の年月日及び番号		平成30年 4月25日 建相起第 390 号－2			承継(受理)年月日	承継の原因	
許可内容	開発区域に含まれる地域の名称	米子市 両三柳 字大沢十五 133番 7					
	開発区域の面積	250.06㎡	工区別面積				
	予定建築物等	兼用住宅 (自己用)					
	法第41条第1項の規定による制限の内容						
変更許可	年月日	変更の内容					
完了検査	工区名	検査年月日	検査済証	完了公告の年月日及び番号			
		平成30年 6月28日	平成30年 7月 2日 建相起第1765号－3	平成30年 7月 6日 第 175号			

備考

1 市街化調整区域の場合その該当する許可基準等

2 許可条件

(1) この許可に係る行為については、農地法その他の法令による必要な許可を受けた後に着手すること

(2) 開発行為に関する工事が完了したときは、速やかに工事完了届を提出し、検査を受けるとともに、公共施設の帰属がある場合は、公共施設管理者に帰属申込書を提出すること

(3) 万一当該開発行為を中断又は廃止することになった場合は、適切な防災措置を講じた上、速やかに米子市に届け出ること

(4) 法第36条第3項の公告があるまでの間は、建築物を建築し、又は特定工作物を建設することはできません